




〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話: 045-682-5271 FAX: 045-682-5253

W04654066号-4

日本原燃株式会社 殿

2017年3月14日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
 インспекションサービス 事業部長 吉村雅彦


2016年度 第2回定期監査 報告書 (その4) 再処理事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	2016年度 第2回定期監査	
監査対象部門	(その4) 再処理事業部	
監査場所	日本原燃株式会社 再処理事業所 (六ヶ所村)	
監査実施日	2017年2月21日～22日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)	

2. 2016年度 第2回 定期監査の視点

2.1 背景、および、これまでの状況

ロイド・レジスター・ジャパン(今年度よりロイド・レジスター・グループ・リミテッド[以下、LRと記す]が監査業務を担当する)は、日本原燃(株)(以下、JNFLと記す)殿に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が改善策の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきた。

※：旧品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、水平展開という位置づけでアクションプランに対応していた。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、改善策の成果を反映した日常活動、一般QMS(品質マネジメントシステム)の対応状況、再処理事業部のしゅん工を見据え、組織の管理・運営をよりきめ細かく行えるよう「ミニ工場化」と呼ばれる組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブルに対する改善活動等が代表的なものとして挙げられる。これらの活動を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認してきた。

一方、2015年度の保安検査以降、濃縮事業部、再処理事業部および安全・品質本部において複数の指摘事項を受けたことや埋設事業部に対する第三者定期監査時での観察事項等の提言など、各事業部における品質マネジメントシステムの再検証が必要と考えられる事象が観察された。

2.2 2016年度 第2回定期監査の対応方針

今回の監査は、前回の監査内容を踏襲し、JNFL 殿の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ、風化・形骸化せず実行されているか否かをプロセス監査により確認することを主要な視点とする。

加えて、上述のごとく、これまでの保安検査において、濃縮事業部の現場管理、再処理事業部の設備保全活動、更には安全・品質本部での不適切な意思決定プロセスに関する指摘等を受けた状況を踏まえ、各事業部、監査室/安全・品質本部の保安活動の考え方や業務プロセスについて、より高いレベルの改善が必要と考えられたことから、「保安活動への取組み」に係る項目を主要な監査対象の1項目として引き続き確認した。

また、これまでの監査において、一般QMSに係る活動と位置付けた「トラブル/不適合事象の再発防止対策の実施状況」や「内部監査の実施状況」は、引続き監査対象とした。2016年度 第2回定期監査の実施事項として、再処理事業部における監査対象を表1に示す。

表1 2016年度 第2回定期監査の実施事項

	監査実施項目	監査対象
(1)	品質目標に取り上げられた主な活動が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)	○
(3)	トラブル/不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況	○
(4)	内部監査の実施状況	○
(5)	再処理事業部の保安活動(現場の管理、取組み等)が継続的に改善されている状況	○
(6)	その他(教育・訓練等)	○

なお、前回までの監査結果で指摘・観察事項があった場合は、適宜フォローアップ状況を確認することとした。

3. 監査の態様

監査は、実地監査を基本とした。なお、実地監査の過程で 3.1 項に記載された状況になった際には文書監査を併用することとした。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・判定基準等が適切に文書化されていることの確認が一般的である。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととした。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、「PDCA 展開状況」の評価を行うものである。実地監査では、準備された状況を見るのでは意義が薄く、「実態を把握すること」が重要である。従って、実行の証を示すエビデンスの探索にある程度の時間を要したとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。このたびの監査では、下記の文書を監査基準とした。なお、一部に LR の知見を活用した。

- ◆ JNFL 全社品質保証計画書、および下位の社内標準類
- ◆ JEAC4111-2009 (日本電気協会) [諸活動の底流として]

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して 2 名 1 組のチームで対応し、1 名が司会進行役を務めた。

7. 監査結果

再処理事業部に対する監査実施項目は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、このたびの被監査部署は 2 部署であった。

監査結果を添付 1 に、今回の監査における提言事項を添付 2 に、良好事例を添付 3 に、監査日程と出席者を添付 4 に示す。

総合所見は、下記の通りである。少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したもので、再処理事業部の実態を大綱的に捉えた所見ではないことをご理解いただきたい。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」、「観察事項」は提起されなかった。なお、1 件の「提言事項」を提起したが、詳細については添付 2 (提言事項) を参照されたい。

7.2 「良好事例」

「改善策」および「アクションプラン」の対応成果は、新たな仕組みやルール構築と言う形で日常活動に組み込まれている。その日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組み構築が進められている。こうした状況の中で、印象深く感じた 1 件の「良好事例」を添付 3 に示した。さらなる自律的改善が図られている事例として参照して頂きたい。

7.3 各注力事項に対する個別所見

(1) 品質目標に取り上げられた主な活動が、効率的・効果的に実行されている状況

監査対象となった 2 部署ともに、サンプリングした範囲では、品質目標の管理項目に対して、具体的な実施事項、達成指標、実施期限などが明確になっており、上半期末時点での成果と進捗の評価が適切に行われている。また、進捗が遅れている一部の活動についても、遅れの背景を認識した上でフォローが継続されており、現時点で問題となる事象は観察されない。品質目標の達成活動については、効率的・効果的に実践・実行されていると判断する。

(2) トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)

監査対象となった 2 部署ともに、マネジメントレビューに係る事務局機能を有しないので該当項目はない。

(3) トラブル/不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況

監査対象となった 2 部署においては、それぞれ不適合が発生しているが、事象の発生を受けてタイムリーに不適合処理票などが起票されており、当面の処置、原因究明、是正処置など、一連の不適合処理が適切に実施されていることを確認した。総じて、不適合の取組みについては、社内ルールに基づいて厳格に管理されている状況より、特に問題となる事象は観察されない。

(4) 内部監査の実施状況

監査対象となった2部署ともに、内部監査の実施部門ではないので該当項目はない。

(5) 再処理事業部の保安活動(現場の管理、取り組み等)が継続的に改善されている状況

保安活動の一端として、保安検査での対応状況について監査を行った結果、監査対象となった2部署ともに、指摘事項あるいは気づき事項のいずれに対しても確実にフォローがなされていることを確認した。保安検査において指摘を受けるのは好ましいことではないが、提起された事項に対してひとつひとつ対処することは、保安活動の更なる適正化に向けた改善に結びつくものと評価する。

(6) その他

品質目標達成活動あるいは保安活動に係る監査過程において、教育・訓練の実施状況を聴取した。貯蔵管理課においては、異常時の対処訓練が計画に基づいて実施されており、また、放射線安全課の課会で行われている改正標準類の説明については、日常業務に直結した教育と位置付けられる。両部署ともに教育訓練への取り組みに関して、特に問題となる事象は観察されない。

7.4 前回までの監査結果(提言事項等)のフォローアップ状況

前回の監査時に提起した8件の提言事項に対する対応状況を確認した結果、いずれも適切にフォローが行われていることを確認した。

8. 終わりに

再処理事業部における品質目標達成活動、トラブル/不適合の再発防止の取り組み、及び保安活動の継続的な改善状況などについて監査を行った結果、それぞれの個別所見で述べたとおり、やるべきことが的確に実施され、必要とする改善への取り組みがなされている状況より、これらの活動に関しては、従前の評価と同様に、品質マネジメントシステムが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる。

また、前回の監査で提起した提言事項に対しても前向きに捉えられ、着実に改善の跡がうかがえる。このように、ひとつひとつの事項に真摯に取り組む姿勢が、組織の健全な風土を築く上での原動力になるので、今後もそのような状態が維持されることを期待する。

その一方で、最近、保安検査において厳しい指摘を受けるなど、良好ではない事象が発生しているが、保安検査に係る具体的な活動状況については、今日までの定期監査の対象に含めていない領域である。その観点で今後の定期監査のあり方について言及すれば、従前の改善策やアクションプランの理念を重視する基本姿勢を堅持した上で、毎回の監査視点や監査の進め方などについて、JNFL 殿/ロイド間で原点からの見直しを行ってみる価値があるように思われる。

おわりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04654066号-0)に記載するので、参照していただきたい。

以上

2016 年度 第 2 回定期監査結果

(再処理事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2016年度 第2回定期監査 部門別監査結果

被監査部門	ガラス固化施設部 貯蔵管理課
監査実施日	2017年 2月 21日
<p>(1) <u>品質目標に取り上げられた主な活動が、効率的・効果的に実行されている状況</u></p> <p>◆トラブル・不適合等の取組みとして、保安検査で指摘（資料①）を受けたE施設の下部プレナムの変色や錆に対しては、対象区域ごとに状況調査が行われ、途中経過が原子力規制委員会に報告（資料②）されている。当面、調査を継続し、本年6月末までに同委員会からの指示文書への対応を完了すべく進捗していることを確認した。</p> <p>◆設備保全の最適化を狙いとした設備の現場照合について（資料③）は、対象の機器／配管／ダクトを資料④に集約し、これに基づいて照合作業が行われている（資料⑤）。当初計画に対して照合作業に遅れが生じているものの、遅れた理由や背景が認識されており、今後の精力的な照合作業によって遅れを最小とすることが期待される。</p> <p>(2) <u>トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー)</u> 該当なし。</p> <p>(3) <u>トラブル／不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況</u></p> <p>◆当課が発見した不適合については、進捗管理表（資料⑥）により処理過程の全体像が見えるように管理されており、不適合処理が不必要に停滞することなく、タイムリーに処理されている状況と言える。 なお、進捗管理表の運用面において、別途、<u>1件の提言事項(#1)</u>を提起する。</p> <p>◆サンプリングした不適合に対しては、不適合処理表並びに是正処置処理表が起票（資料⑦）され、原因究明、当面の処置並びに是正計画などが適切に実施されている。不適合処理が社内ルールに基づいて厳格に実行されている状況がうかがえる。</p> <p>(4) <u>内部監査の実施状況</u> 該当なし。</p> <p>(5) <u>再処理事業部の保安活動(現場の管理、取り組み等)が継続的に改善されている状況</u></p> <p>◆保安検査での気づき事項として、日常的な各種訓練を計画立てて行うよう提起されているが、これに対しては異常時対応の整備・拡充に係る実施計画書（資料⑧）が策定され、同計画書に基づいた各種訓練が行われていることを資料⑨及び⑩によって確認した。保安検査での気づき事項に適切に対応することは、貯蔵管理課の保安活動の改善に大いに役立つものと判断する。</p> <p>(6) <u>その他(教育・訓練など)</u></p> <p>◆2016年度の教育訓練計画に異常時の対処が盛り込まれ、貯蔵管理課の各班員に対して計画された机上訓練が漏れなく実施されている。この机上訓練では、気づき事項、要望・意見、問題点などが出席者から提起（資料⑪）されているが、これは教育訓練のあり方のみならず、安全文化の醸成においても役立つ自発的な行動と評価する。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p>
<p>(第三者監査所見) 定められたことが確実に遵守されている状況がうかがえる。また、教育訓練での気づき点などを顕在化することで改善につなげており、PDCAサイクルのチェックに相当する活動が機能している状況が観察された。現時点において問題となる事象は観察されない。</p>	

2016年度 第2回定期監査 部門別監査結果

被監査部門	放射線管理部 放射線安全課	
監査実施日	2017年 2月 22日	
	<p>(1) 品質目標に取り上げられた主な活動が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆労働安全衛生活動の推進において、汚染管理の徹底を狙いとした放管キャンペーンが展開されている（資料①）。本活動は汚染トラブル0件を達成指標とした活動のひとつに数えられるが、具体的には過去のトラブル事例を教材（資料②）にした机上訓練が計画され、2016年度分の活動としては実施済であることを確認した。 ◆新規制基準への適合活動として、重大事故等対応能力向上のための異常・非常時および重大事故対応訓練が計画（資料④）されており、一部の訓練が実施済みである。同計画においては、新規制基準に適合させるべく、主排気筒モニタリング設備への電源給電対応訓練などの新たな訓練項目が追加されており、現時点で未実施の訓練については期末までに終了させるべく実施予定日が明確で、目標達成に向けた活動が期待される。 <p>(2) トップマネジメントによる品質保証の徹底(マネジメントレビュー) 該当なし。</p> <p>(3) <u>トラブル/不適合事象の再発防止対策(是正処置および予防処置)の取組み状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆放射線安全課においては、2016年度は4件の不適合（レベルA:1件、レベルD:3件）が発生しているが、現時点ですべての不適合が是正処置完了していることを確認した。 ◆いずれの不適合事象に対しても、不適合処理表（計画/完了）及び是正処置処理表（計画/完了）が起票（資料⑤及び⑥）されており、発生事象ごとに当面の処置、原因究明、是正処置要否判断、処置確認、水平展開の要否判断など、一連の不適合処理が適切、且つタイムリーに実施されていることを確認した。不適合処理が社内ルールに基づいて厳格に実行されている状況がうかがえる。 <p>(4) <u>内部監査の実施状況</u> 該当なし。</p> <p>(5) <u>再処理事業部の保安活動(現場の管理、取り組み等)が継続的に改善されている状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2015年度第3回保安検査において出入管理建屋洗濯設備の使用に係る指摘が出されたが、これを不適合として捉え、不適合処理表が起票（資料⑦）された。同表においては処理完了予定日と処理内容が明確に記述されており、その後発行された是正処置処理表（資料⑧）においても、実施内容及び是正完了予定日が明確になっている。 保安検査での指摘事項に適切に対応することは、放射線安全課の保安活動の改善に大いに役立つものと判断する。 ◆放射線安全課においては、前月に変更があった標準類に対しては、課会において全員を対象（資料⑩）とした説明会が行われている。保安活動の基本に位置づけられる標準類の重要性が理解された活動であると判断できる。 	<p>(参照文書・記録等)</p>
	<p>(第三者監査所見) 保安検査での指摘事項を不適合と捉え、また、改正標準類の課内説明会を継続して行うなど、メリハリのある活動が展開されている状況から、風化・形骸化など懸念する事象は観察されず、全般的に良好な状態と言える。</p>	

2016年度 第2回定期監査 前回までの監査結果のフォローアップ状況

被監査部署	品質保証部 品質保証課（監査実施日：2016年8月2日）
概要、及び概略所見	<p><不適合処理等進捗管理表中の完了予定日の定期的な見直し> 不適合事象は、不適合処理等進捗管理表に取りまとめられ、進捗管理が行われている状況を確認したが、完了予定日に過去の日時が記載されたまま、未完了となっているものが散見された。本件については、品質保証課において認識されており、既に検討が行われているとのことであるが、速やかに定期的な完了予定日の見直しの実施等を考慮した管理表の修正が望まれる。</p> <p><フォローアップの概要> 不適合処理等進捗管理表において、完了予定日に変更になった場合の新たな完了予定日が明確になるよう、工期等を考慮した完了予定日欄を追加することで、同管理表が適宜、最新の状態になるよう改善された。その後、より正確に進捗管理を行う観点から、不適合処理等進捗管理表の様式を見直し、完了予定日を超過した場合の評価をした上で、最新の完了予定日を記載する運用とした。現在もこの運用を継続している。</p> <p>以上により、本件のフォローアップを完了する。</p>

被監査部署	ガラス固化施設部 ガラス固化課（監査実施日：2016年8月2日）
概要、及び概略所見	<p><アクションプランの文書管理> アクションプランそのものについては、ガラス固化課として承認されたものであることが読み取れず、また、発行（作成）日が不明である。文書管理の観点でこれらを明確にすることが望まれる。</p> <p><フォローアップの概要> アクションプランのフォーマットに作成部署、作成日、承認欄が追加された。</p> <p>以上により、本件のフォローアップを完了する。</p>

被監査部署	安全管理部 保安監査課（監査実施日：2016年8月2日）
概要、及び概略所見	<p><監査員リスト中の「監査員実習者」の取扱い> 保安監査課では、最新の監査員リストを定期的に作成しており、直近では、現場主体の監査実施に向け、再処理事業部各部から1名以上の監査員登録を行ったリストが作成されている。 一方、本リスト中には、現在、実質的に機能していない「監査員実習者」が併せて記載されていることから、リストからの削除を検討することが望まれる。</p> <p><フォローアップの概要> 過去3年以内に監査に参加しておらず、今年度の監査に参加予定がない者は上記監査員リストから削除した。また、内部監査実施細則において監査員実</p>

	<p>習者の有効期限が3年と規定された。</p> <p><監査員に対する監査力量の確実な把握> 監査員の選定に際しては、業務経験及び教育実績より監査員の要件に該当するものが監査員として登録される仕組みが確立している。 一方、監査力量は実際の監査活動を通じて身につくものであり、資格要件とは別個のものである。そのため、登録された監査員の実際の監査力量を把握する仕組み作りが望まれる。</p> <p><フォローアップの概要> 内部監査実施細則において、監査員の力量評価に係る仕組みが明確に規定され、既に運用されている。</p> <p>以上により、上記2件のフォローアップを完了する。</p>
--	--

被監査部署	設備保全部 電気保全課（監査実施日：2016年8月3日）
概要、及び概略所見	<p><リスク評価表兼安全確認チェックリストのダブルチェック> 作業現場での安全を確保すべく「リスク評価表兼安全確認チェックリスト」が運用されており、担当者が作成した同評価表に対して2名の上位者によるダブルチェックが行われている。 その内の1名については「安全確認チェックリスト」に基づくチェック結果が明確に読み取れるが、もう1名のチェック者による確認ポイント及びその結果が明確ではないため、何らかのやり方でそれらが分かるようにすることが望まれる。</p> <p><フォローアップの概要> 2名の審査者のチェックポイントについては、従来からの上記チェックリストに基づくものに加え、今回グループディスカッションによって異なるチェックポイントが明確になった。これについては関係者による意識付けと再確認が行われた。</p> <p>以上により、本件のフォローアップを完了する。</p>

被監査部署	再処理計画部 計画G（監査実施日：2016年8月3日）
概要、及び概略所見	<p><品質目標に係る計画内容の明確化> 品質目標に対しては、達成指標に到達すべき「実施計画（内容・具体的方策）」を記述するようになっているが、「コンプライアンスの徹底および品質保証活動の推進（法令、保安規定違反0件）」については、取り組みの考えなどが記載されているものの、具体的な実施事項が記載されていない。具体的な実施事項が容易に分かるような記載が望まれる</p> <p><フォローアップの概要> 業務目標・品質目標の改正2においては、実施計画が具体的な内容に訂正された。</p>

	<p><社外委員会資料のチェック> 「六ヶ所原子力燃料サイクル事業の状況」については、担当者がまとめた資料だが、とりまとめ担当以外のチェックを受けていることが確認できない。社外の委員会などに公開される資料については、例えば機密保持の観点でのチェック機能を取り入れるなど、一定の管理の下で完成させることが望まれる。</p> <p><フォローアップの概要> 計画グループ業務マニュアルにおいて、電力対応技術案件窓口の項目に資料作成のルールを追加し、承認行為などについて明文化された。</p> <p>以上により、上記2件のフォローアップを完了する。</p>
--	---

被監査部署	土木建築部 土木建築技術課（監査実施日：2016年8月4日）
概要、及び概略所見	<p><品質目標に係る計画内容の明確化> 品質目標に対しては、達成指標に到達すべく「実施計画（内容・具体的方策）」を記述するようになっているが、「品質目標（管理項目）：自律的経営の確立」における「実施計画（内容・具体的方策）」欄の記載が『各業務計画の業務遂行におけるリスク検討、管理を行う。』との記載であり、取り組みの考え方が記載されているものの、具体的な実施事項が記載されていない。活動内容が容易に分かるような記載にすることが望まれる。</p> <p><フォローアップの概要> 「自律的経営の確立」の実施計画を具体的な内容に訂正され、活動内容が容易に分かるようになった。</p> <p>以上により、本件のフォローアップを完了する。</p>

監査における
提言事項

提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものである。採否については、被監査者に一任される。

提言事項

1	不適合に係る進捗管理票の運用
関連部門	ガラス固化施設部 貯蔵管理課
<p>不適合管理 No. Z01280 及び Z01236 については、いずれも是正処置に着手している状況から、進捗管理表には少なくとも是正計画日を記載すべきものと思われるが、現時点では記載されていない。責任課が他部署（計装保全課）だからとのご説明であったが、貯蔵管理課が進捗管理表をまとめている立場から、他部署のものであっても必要な情報を入手し、記載することについて検討されたい。</p>	

監査における 良好事例

「改善策」からの成果が日常活動の中に組み入れられ、風化することなく定着・維持され、あるいは自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察した。その中でも、特に印象深い内容を、ここに「良好事例」として記載した。

良好事例

1	放射線管理部 放射線安全課
関連部門	課会における改正標準類の説明
<p>放射線安全課の課会においては、前月に変更があった標準類に対して課員全員を対象とした説明が行われている。標準類は組織の一員として守らなければならないルールであり、保安活動の基本に位置づけられるものだが、その重要性が理解された活動が継続的に行われている。</p>	

2016 年度 第 2 回第三者定期監査出席者 (再処理事業部)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
2	21	火	9:30	9:55	0:25	再処理事業部	全被監査部署		H2 南 3A 会議室
			10:00	11:35	1:35		貯蔵管理課		
			13:10	14:40	1:30		放射線安全課		
			15:10	16:10	1:00		品質保証課、ガラス固化課、保安監査課、電気保全課、計画 G、土木建築技術課		
22	水	9:30	10:00	0:30		全被監査部署		H2 会議室 B1-C/2	